

令和 5 年梅雨前線による大雨及び台風第 2 号により
住家に被害を受けた
東京土建国保被保険者のみなさまへ
～申請により国保保険料が免除されます～

<対象者>

災害救助法が適用された時点で当該適用市区町村に住所を有し、住家に半壊以上(床上浸水)の被害を受けた組合員

対象地域	災害救助法適用日
茨城県取手市	2023 年 6 月 2 日
埼玉県草加市	
埼玉県越谷市	
埼玉県北葛飾郡松伏町	

<申請方法>

「国民健康保険料免除申請書」(所属支部にあります)に必要な事項を記入し、市区町村から交付された「罹災証明書」を添付して、ご所属の支部までご提出ください。

<免除期間と申請期限>

住家の被害の程度		免除期間	申請期限
被害の程度	損害割合 ※()内は水害による判定		
全壊	50%以上 (住家流失又は床上 1.8m 以上の浸水)	災害救助法適用月から 3 カ月	2023 年 12 月 31 日
大規模半壊	40%以上 50%未満 (床上 1m 以上 1.8m 未満の浸水)	災害救助法適用月から 2 カ月	
半壊	20%以上 40%未満 (床上 1m 未満の浸水)	災害救助法適用月から 1 カ月	

※被害程度が一部損壊の場合は免除の対象になりません。

<国保保険料免除についてのお問い合わせ先>

ご所属の支部 または 東京土建国保組合資格課(03-5348-2988)